

公 告

森林法第10条の6の規定に基づき変更する磐田市森林整備計画について、同法第6条及び第10条の5第7項の規定により公告し、磐田市森林整備計画書（案）を縦覧に供する。

磐田市森林整備計画の内容について意見がある者は、同法第6条第2項の規定により、意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については、下記記載のとおりである。

令和7年1月31日

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
磐田市森林整備計画書（案）
- 2 縦覧の期間
令和7年2月3日（月）～令和7年3月4日（火）
- 3 縦覧の場所
磐田市役所農林水産課
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
 - ① 郵便
〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1 磐田市農林水産課あて
 - ② 電子メール
norin@city.iwata.lg.jp 磐田市農林水産課あて
 - ③ ファクシミリ
0538-37-1184 磐田市農林水産課あて
 - (2) 提出期限
令和7年3月4日（火）

(3) 提出上の注意

- 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- 意見書には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地を記載してください。これらは、必要に応じて当方から問合せをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、当該意見に対して、個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 電話でのご意見はお受けできません。